

# 生活保護受給者に対する「就労支援」のあり方の見直しについて (生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会 報告書概要)

## 現状と課題

- 生活保護制度では、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」の3つの「自立」を支援するため、「自立支援プログラム」として対策を推進してきたが、就労支援については、主として就労阻害要因の少ない者を対象に、一般就労による経済的自立を目標とした支援が実施されてきた。
- これまでの就労支援については、事業参加者のうち約半数が就労に結びつくなど一定の効果を上げてきたが、一方で、現に生活保護を受給している者は、高年齢化していたり、障害が窺われる者や就労経験が乏しい者、ひきこもりなど就労に向けて課題を多く抱える者の割合が増加している現状にある。
- 一般就労に向けて課題を抱える者については、本人が就労を希望していてもそもそも就労支援の対象から除外されたり、対象者に応じた効果的な就労支援が行えず、一般就労に結びつかないまま支援期間が終了してしまう場合も見受けられている。

## 見直しの考え方

- 「働くこと」は、労働の対価として収入を得ることの他にも、働くことを通じて、社会とのつながりや自己のやりがい、達成感を得ることも重要な要素であり、生活保護受給者に対する就労支援についても、一般就労だけでなく、多様な働き方を通じて生活を豊かにするための就労支援の充実を図る。

## 見直しの方向性

### 1. 自立支援のあり方の再整理

- 高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、**支援が必要な人に対する確実な支援の実施**
  - ・ アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
  - ・ 課題に応じた包括的・個別的な支援の実施

### 2. 課題を抱える者に対する就労支援のあり方

- 「一般就労」のみではなく、**本人の課題や意向に応じ、日常生活自立や社会生活自立も目標とした「多様な働き方」に向けた支援**
  - ・ 他者との交流や本人の生活の質の向上など「働くこと」の意義の評価、就労意欲の喚起
  - ・ 中間的就労や個別求人開拓など、課題を抱えた者が働ける場などの確保
  - ・ 就労した者が就労を継続できるような支援

### 3. 就労支援を行うための体制・連携方策のあり方

- **関係機関との連携強化等**による支援体制の強化
  - ・ 就労支援員の増配置やケースワーカーとの協働による組織的な支援、生活困窮者自立支援機関との連携
  - ・ ハローワーク、シルバー人材センター、障害就労支援機関などとの連携体制の強化

### 4. 就労支援の実施状況の評価のあり方

- 課題を抱える者に対する就労支援について**きめ細やかな効果の把握・評価**
  - ・ 年齢階層別の就職率・増収率など適切な評価指標の整理
  - ・ 日常生活や社会生活の改善に関する評価指標の設定

### 5. 稼働能力の評価、指導指示のあり方

- 稼働能力の評価や指導指示のあり方の再整理
  - ・ 稼働能力の評価を行う場合の判断項目や判断例の整理
  - ・ 「就労指導」と「就労支援」の区分や、手順等の整理

# 参考：見直しの方向性を踏まえた、考えられる具体的な対応案

事項	短期的な対応(通知改正等)	中長期的な対応(予算要求・制度改正等)
全般的に関わる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援プログラムに関して、本人が抱える課題や本人の意向を十分に把握することや、個別的支援を目指すことを明記した基本通知を发出</li> <li>○ 就労意欲の喚起から支援するなど指導指示を行う前に就労支援を行うことを前提とする等、就労支援と就労指導との区分など関係性を整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 稼働能力の評価や指導指示に関する事例集(事案概要、評価点、課題点等)を作成</li> </ul>
アセスメント等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労支援に関して、就労を希望する高齢者や障害者等も含めて支援対象者を適切に把握することや、原則対象者全員に対してアセスメントを実施すること等を記載した通知を发出</li> <li>○ アセスメントの標準的な様式や手引き等の作成や、本人の目標設定等を含めた就労意欲の喚起に有効な手法の研究</li> </ul>	—
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労準備支援事業について、生活困窮者自立支援制度との一体的な実施の推奨や障害福祉事業所の活用等による実施自治体の拡大</li> <li>○ 就労支援員について、アセスメント時や面接相談時の同席等も含めた機能強化、就労支援員の配置促進や研修受講の推奨</li> <li>○ ハローワークとの連携について支援対象者像や支援内容の共有等を目的とした定期的な打ち合わせや相互研修の実施による強化</li> <li>○ 障害者就業・生活支援センターなど多様な機関との連携強化</li> <li>○ 認定就労訓練事業(いわゆる中間的就労)について、生活保護受給者についても積極的に活用し、生活困窮者自立支援制度との協働による事業所開拓の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労準備支援事業の全国実施に向けた対策の検討</li> <li>○ 就労支援員の配置目安について、設定当時の考えや自治体の意見等を踏まえた見直しの検討</li> <li>○ 中間的就労の事業所拡大に向けた対策の検討</li> </ul>
就労先等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワークや生活困窮者自立支援制度との協働による個別求人開拓の拡大</li> <li>○ シルバー人材センター等の活用促進</li> <li>○ 就労後の定着支援について、他事業の取組を参考として、具体的な方法や頻度を整理するとともに、実施を原則化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別求人開拓の事例収集や優良事例の全国展開</li> <li>○ 個別求人開拓や定着支援を積極的に実施する自治体への支援等の検討</li> </ul>
指標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢階層別の就職率・増収率など適切な評価指標の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活自立、社会生活自立の改善に関する指標等の設定</li> <li>○ 自治体の好事例を収集し、研修や全国会議で紹介</li> </ul>